

住民自治条例制定ニュース

住民自治条例制定に向けた検討をしています

～住民自治条例とは～

住民自治条例とは、「市民の権利や責務、市の責務や議会の権能・責務、協働や参画の定義などまちづくりの基本理念を示すもので、まちの憲法とも呼ばれるものです。北海道二セコ町の「まちづくり基本条例」の制定をはじめ、全国の市町村で制定に取り組む動きが広がってきています。

北本市でも、今後、市民の皆様との協働によるまちづくりを実践していくために、まちづくりの基本的な考え方やルールを明らかにしておく必要があると考え、条例の制定に向けての検討をはじめました。

これまでに、住民自治条例制定市民ワークショップを 8 回開催し、多くの市民の皆様からまちづくりに関する意見や住民自治条例に位置付けすべき項目の検討をしていただきました。

このたび、北本市住民自治条例制定研究懇話会を設置し、市民ワークショップで検討された条例に位置付けすべき素材をもとに、条例の具体的な条文づくりに取り掛かることにいたしました。

平成 19 年 2 月 3 日(土)北本市学習センター(公団地域学習センター)学習室において、北本市住民自治条例制定研究懇話会第 1 回を開催、また、第 2 回会議を、2 月 24 日(土)に、同センター集会室で開催しています。

懇話会で議論された内容は、広報でお知らせするとともに、市のホームページ等にも掲載してまいります。また、条例の素案ができた段階で、市民の皆様にお知らせする機会等も設けていく予定です。

< 第 1 回懇話会の審議内容 >

・懇話会会長には、条例制定市民ワークショップから、内田政之助(うちだ まさのすけ)さん、副会長には、北本市協働推進計画策定委員会から有働秀鷹(うどう ひでたか)さんが選出されました。

・懇話会は今後、3つのグループに分かれて議論を進め、グループ間の連携を密にしながら最終的に全体で討議し、議論の進め方として、条例制定の必要性(意義)、目的、定義などの基本的事項については、最初にそれぞれのグループごとに議論し、発表しあい、懇話会としてまとめていくことが確認されました。

< 第 2 回懇話会の審議内容 >

・北本市協働推進計画策定委員会と条例制定市民ワークショップについて、それぞれの委員からこれまでに各会で議論してきた内容を発表していただき、共通認識の下に議論を進めることとしました。

< 問合せ先 >

秘書政策室 行政改革・特区推進担当 内線 2 2 4